

2024年スタート 新NISA制度とは

2022年12月16日に与党より公表となった「令和5年度税制改正大綱」によると、2024年1月よりNISA制度が大幅に拡充となる予定です(関連法案の可決を経て成立の見込み)。

	現行のNISA		新しいNISA	
	つみたてNISA	一般NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
口座開設期間	2042年まで	2028年まで	恒久化	
非課税保有期間	最長20年間	最長5年間	無期限	
1年間の投資上限額	40万円	120万円	120万円	240万円
非課税の投資上限額(生涯)	800万円	600万円	1,800万円 (成長投資枠はうち1,200万円まで)	
投資対象	投資信託	上場株式・投資信託等	投資信託	上場株式・投資信託等
併用	不可		可	

非課税保有期間は「**恒久化**」
 現行、5年間(一般NISA)・20年間(つみたてNISA)の非課税保有期間が、24年以降は無期限に。

年間の投資額が「**拡大**」
 年間の投資上限額の拡大に伴い、生涯の投資上限額(最大1,800万円)が新たに設定。

一般枠は「**成長投資枠**」へ
 現行の選択制より、新しいNISAでは「つみたて投資枠」と「成長投資枠」が併用可能に。

今後、NISA制度に期待される働き

若年期から高齢期に至るまで、長期・積立・分散投資による継続的な資産形成を行えるよう、非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、NISA制度は恒久的な措置とされました。

個人のライフステージに応じて、資金に余裕があるときに短期間で集中的な投資を行うニーズにも対応できるよう、年間投資上限額が拡充されました。

投資余力が大きい高所得者層に対する際限ない優遇とならないよう、年間投資上限額とは別に、一生涯にわたる非課税限度額が設定され、その総額については、老後等に備えた十分な資産形成を可能とする観点から、現行のつみたてNISAの水準(800万円)から倍増以上となる1,800万円とされました。

(「令和5年度税制改正大綱」より、一部抜粋の上、山和証券・営業本部作成)

「生涯投資上限額」とは

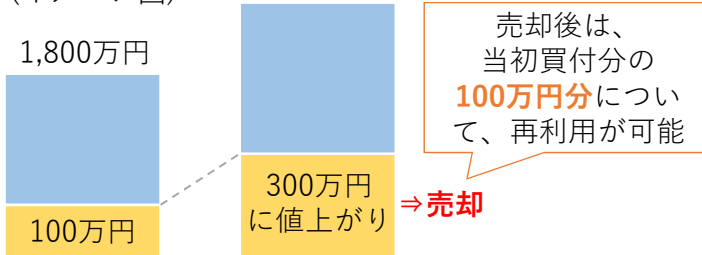
投資家1人における最大の買付投資額とされ、最大1,800万円までの非課税投資が可能となります。うち「成長投資枠」が最大1,200万円までであり、「つみたて投資枠」との併用が可能です。

- Point1 「生涯投資上限額」は、上場株式等の購入の代価を指し、購入後の値上がり分は含まれません。
- Point2 「生涯投資上限額」まで上場株式等を購入後、当該NISA口座で保有する上場株式等売却した場合、当初に購入した代価分まで、再利用が可能となります。
- Point3 その年の購入金額が、年間の投資上限額まで達しない場合でも、「生涯投資上限額」を超える上場株式等の購入はできません。

現行の制度から大幅に制度内容が拡充されることで、資産の貯蓄から投資へのシフト、積立投資を始めとした「長期」の資産形成の広がりが期待されます。



(イメージ図)



手数料等の概要およびリスクについて

【上場有価証券】

- 上場有価証券等を購入する場合は、約定代金に対して、最大1.1990%（ただし約定代金230,000円以下の場合は最大2,750円）の委託手数料をいただきます。また、信用取引をご利用いただく場合は、委託手数料等の他に所定の委託保証金を担保として差し入れていただきます。
- 上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみのお支払いとなります。
- 外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場における売買手数料および公租公課その他の割賦金が発生します。（外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、その金額等をあらかじめ記載することはできません。）
- 上場有価証券等は、価格の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、発行会社の信用状況の悪化等により投資元本を割り込むおそれがあります。
- 信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから信用取引の対象となっている株式等の価格の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差し入れていただいた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 外国金融商品市場に上場されている株券等は、価格の変動等および為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

【投資信託】

- 投資信託のお申込み（一部の投資信託はご換金）にあたっては、お申込み金額に対して最大3.85%の購入時手数料（換金時手数料）をいただきます。また、換金時に直接ご負担いただく費用として、換金時の基準価額に対して最大0.5%の信託財産留保額をご負担いただく場合があります。投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用として、国内投資信託の場合には、信託財産の純資産総額に対する運用管理費用（信託報酬）（最大2.42%（年率））およびその他の費用を間接的にご負担いただきます。その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。手数料（費用）の合計額については、申込金額、保有期間等の各条件により異なりますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。
- 外国投資信託の場合も同様に、運用会社報酬等の名目で、保有期間中に間接的にご負担いただく費用があります。
- 投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある有価証券等を投資対象とするため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等、組入れ有価証券の発行者にかかる信用状況等の変化により基準価額が変動しますので、これにより投資元本を割り込むおそれがあります。これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。
- 投資信託のお取引は、クーリングオフの対象にはなりません。
- 投資信託は、個別の投資信託毎にご負担いただく手数料等の費用やリスクは異なりますので、ご投資にあたっては目論見書や目論見書補完書面をよくお読みください。

【ご注意事項】

- 本資料は、山和証券株式会社が作成したものです。
- 本資料は、山和証券株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性において、当社が保証するものではありません。
- 本資料は、2022年12月時点の制度、税制、情報をもとに作成しています。
- 本資料における内容は作成時点のものであり、今後、予告なく変更される場合があります。

■ ■ ■ 山和証券店舗網 ■ ■ ■

本店営業部	(03)3668-5412	〒103-0026	中央区日本橋兜町1-8
金町支店	(03)3600-6681	〒125-0041	葛飾区東金町1-22-9
高円寺支店	(03)3311-1171	〒166-0003	杉並区高円寺南3-58-25
大岡山支店	(03)5754-5523	〒145-0062	大田区北千束3-28-1 ^{パルクムズ} 大岡山 ^{ラヴィア} コート1F
巣鴨支店	(03)3918-6311	〒170-0002	豊島区巣鴨3-33-2
上板橋支店	(03)3935-0311	〒174-0071	板橋区常盤台4-22-12
深川支店	(03)5600-7891	〒135-0005	江東区高橋11-1
茂原支店	(0475)25-1151	〒297-0023	茂原市千代田町1-6茂原 ^{サンヴェルラ} 1F